

議案第185号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成13年さいたま市条例第283号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律による給付との調整）</p> <p>第8条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該<u>年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該<u>年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる<u>当該法律による年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（他の法律による給付との調整）</p> <p>第8条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>

附則第8条第1項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年金（第2	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図	0.73
-----------------	--	------

<p>2条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	
<p>2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>5 遺族補償</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年</p>	<p>0.80</p>

年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	
6 遺族補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該 <u>年金たる損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該 <u>年金たる損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。	2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

附則第8条第2項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 障害厚生年金等	0.86
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償	(1) 障害厚生年金等	0.83

年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 障害厚生年金等	0.89 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	(2) 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
5 遺族補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 遺族厚生年金等 (2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.84 0.88
6 遺族補償年金（第22条に規定	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等	0.92

する公務上の災害に係るものに限る。)	による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	
--------------------	---------------------------------------	--

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該<u>年金たる損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（<u>当該法律による年金たる給付の数が2である場合</u>にあっては、<u>当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率</u>を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該<u>年金たる損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（<u>当該法律による年金たる給付の数が2である場合</u>にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の<u>2</u>が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の<u>2</u>が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>

附則第8条第3項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表	0.75

く。)	及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	
2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
3 障害補償年金（第22条に規定する公務上	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.89

の災害に係るものを除く。)		
4 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93

		(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該 <u>年金たる損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる <u>法律による</u> 年金たる給付の額を控除した残額を支給する。	4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) [略]

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	[略]
旧厚生年金保険法による障害年金	
旧国民年金法による障害年金	

7 [略]

(1)・(2) [略]

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	[略]
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	
旧国民年金法の規定による障害年金	

7 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例

」という。) 附則第8条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)
) 以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に
支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、
適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適
用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前のさいたま市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例
」という。) 附則第8条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日ま
での間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害
補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。